

特定非営利活動法人静岡市障害者協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「当法人」という。）は、特定非営利活動法人静岡市障害者協会という。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、障害者団体、障害者関連団体、障害者支援団体（以下「障害者団体等」という。）、障害者及び一般市民に対して、障害者の生活支援に関する事業、障害者団体等の活動支援に関する事業及び障害者福祉に関する啓発事業等を行い、もって障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 災害救援活動
- ⑥ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 障害者団体等の連携を促進する事業
- ② 障害者団体等の活動を促進する事業
- ③ 障害者の社会参加を促進する事業
- ④ 障害者福祉及びその啓発に関する事業
- ⑤ 障害者スポーツ及び障害者文化活動の促進に関する事業

- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定一般障害者相談支援事業「静岡市障害者相談支援推進センター」の設置運営
- ⑦ 障害者総合支援法に基づく指定特定障害者相談支援事業及び指定障害児相談支援事業
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく障害者自立生活援助事業
- ⑨ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく静岡市障害者虐待防止センターの運営事業
- ⑩ 静岡市が障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として行う静岡市障害者相談支援推進事業の受託
- ⑪ 静岡市が行う、障害者総合支援法に基づく国の指針で示された「地域生活支援拠点」の面的整備に関わる地域生活支援ネットワーク相談支援調整コーディネーター業務の受託
- ⑫ 静岡市が実施する、生活保護法に規定される被保護者のうち、精神科病院に入院している精神障害者に関する地域移行、社会参加を促進する目的で実施される生活保護精神障害者退院支援推進業務の受託
- ⑬ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法律上の社員とする。

- ① 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 協力会員
この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 当法人に入会しようとする者（以下「入会申込者」という。）は、会長が定める入会申込書により、会長に入会を申し込むものとする。

- 2 会長は、入会申込者の入会を拒否すべき正当な理由がある場合を除き、入会申込者の入会を認めなければならない。
- 3 会長は、入会申込者の入会を拒否するものと決したときには、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者に対し、その旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 協力会員の入会金については、総会において、その納入を要しない旨

を定めることができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 個人である会員が死亡したとき。
- ③ 団体である会員が解散（合併による解散を除く。）したとき。
- ④ 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- ① 法令及びこの定款に違反する行為をしたとき。
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名以上4名以内
- ③ 理事（会長及び副会長を含む。） 6名以上15名以内
- ④ 監事 2名以上

(常務理事)

第13条の2 当法人は、理事（会長を除く。）の中から、常務理事を1名置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、正会員（正会員である団体の代表者を含む。以下この項において同じ。）から選出する。ただし、やむを得ない場合には、正会員でない者から選出することができる。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、第13条の員数の範囲内で、会長が副会長を選任することができる。
- 5 第3項の互選の方法の細則及び前項の規定による副会長の選任に関する細則は、それぞれ別に理事会で定める。
- 6 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。
- 7 法第20条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になることができない。
- 8 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれることになってはならない。
- 9 役員のうちには、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（会長等の職務）

第15条 会長は、次の職務を行う。

- ① 当法人を代表すること。
 - ② 当法人の業務を統括すること。
 - ③ 当法人の日常業務を処理すること。
- 2 副会長は、会長を補佐して業務を管理し、あらかじめ理事会で定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 4 監事は次の職務を行う。
- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② 当法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前各号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（常務理事の職務）

第15条の2 常務理事は、当法人の日常業務を処理する。

2 常務理事を置く場合には、前条第1項第3号の規定は適用しない。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第13条に定める最少の役員数を下回る場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

③ 前各号のほか、やむを得ない事由があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を支給することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会で別に定める。

第5章 顧問及び相談役

第20条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会の議決により会長が委嘱する。

- 3 顧問及び相談役は、無償とする。
- 4 任期その他の顧問及び相談役に関する細則は、別に理事会で定める。
- 5 顧問及び相談役は、いつでも、総会の議決により、解任することができる。
- 6 前項の規定により、顧問又は相談役を解任しようとするときは、その顧問又は相談役に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第6章 総会

(総会の種別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算の決定
- ⑤ 事業計画及び活動予算の変更
- ⑥ 事業報告及び活動決算
- ⑦ 役員を選任又は解任、職務並びに報酬
- ⑧ 顧問及び相談役の選任及び解任
- ⑨ 会員の除名
- ⑩ 入会金及び年会費の額
- ⑪ 借入金(その事業年度内の収益をもって弁済する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑫ その他当法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- ② 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

- 3 総会の運営に関する細則は、別途総会で定める。

(総会の招集)

- 第25条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内を期日とする臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、少なくとも5日前に会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第26条** 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第27条** 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第28条** 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

- 第29条** 会員の表決権は、平等とする。
- 2 団体である正会員は、総会に、その代表者が出席するものとする。ただし、代表者が出席できない場合には、あらかじめ届け出た役員又は職員を出席させることができる。
 - 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員に代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない会員は、インターネット等を利用したオンラインの会議のシステムによって総会に参加し、表決することができる。
 - 4 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

6 オンラインでの出席者がある場合は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。

- ① 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
- ② 総会に参加した者が会員本人であることを確認できること。
- ③ 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
- ④ 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合とオンラインの会議のシステムによる出席者がある場合については、その数を付記することを要する。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、会長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。
- ① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ③ 総会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事全員をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項

- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 常務理事の設置及びその廃止に関する事項
- ④ 事務局の組織及び運営に関する事項
- ⑤ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
 - ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事会の運営の細則に関しては、理事会において別途定める。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内を期日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の了解がある場合はこの手続を省略することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知されていない事項であっても、災害への対応その他緊急を要する事項については、理事会で議決することを妨げない。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(理事会の議決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。また、会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンラインの会議のシステムによって理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。
- 5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。
 - ① 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
 - ② 理事会に参加した者が理事本人であることを確認できること。
 - ③ 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
 - ④ 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者とオンラインの会議のシステムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
 - ⑥ 前条の規定に基づいて理事会の決議があったものとみなされた場合には、その旨
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定に基づいて理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、会長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② 前号の事項を提案をした者の氏名又は名称
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 当法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 入会金
- ③ 会費
- ④ 寄付金品
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ 事業に伴う収益
- ⑦ その他の収益

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が定める。

(会計の原則)

第42条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(事業計画及び活動予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設ける。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、総会において既定の予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関わる書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

- 4 この法人が解散したとき（第1項第4号及び第5号の場合を除く。）は、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第51条 当法人が、解散（前条第1項第4号及び第5号の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第53条 当法人の公告は、当法人の掲示板に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

- 2 前項に関わらず、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ及び、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第11章 事務局

第54条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 常務理事は、事務局長を兼任することができる。
4 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第12章 雑則

第55条 この定款の施行に際し必要な細則は、理事会の議決により定める。

附 則

（施行日）

第1条 この定款は、当法人の設立の日から施行する。

（初年度の役員）

第2条 当法人の設立当初の役員は、以下に掲げる者とする。

会長 原田 行造

副会長	佐藤 守
副会長	八木 忠通
副会長	佐野 可代子
常務理事	牧野 善裕
理事	石上 操
理事	海野 江里子
理事	藤岡 春男
理事	齋藤 晋
理事	中村 章次
理事	西 信子
理事	中間 ハル子
理事	釵持 志づ江
理事	北川 俊哉
監事	種石 進
監事	渡邊 正直

- 2 設立当初の役員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、当法人の設立の日から平成24年5月31日までとする。

(初年度の事業年度)

第3条 当法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、当法人設立の日から平成24年3月31日までとする。

(初年度の事業計画及び収支予算)

第4条 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

(初年度の入会金及び年会費)

第5条 当法人の設立当初の入会金は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 正会員 金1,000円
- ② 協力会員 納入を要しない。

- 2 当法人の初年度の事業年度における年会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 正会員(団体)

平成23年4月1日時点での、当該団体の総会で議決権を有する会員の員数(以下「基準会員数」という。)に応じて、以下の金額とする。

ア 基準会員数が50名以下の団体 金2,000円

- イ 基準会員数が51名以上100名以下の団体 金 3,000 円
- ウ 基準会員数が101名以上の団体 金 5,000 円
- ② 正会員（個人） 金 1,000 円
- ③ 協力会員 金 1,000 円

附 則

変更後の定款は、所轄庁から認証書が到達した日の翌日〔平成23年10月14日〕から施行する。

附 則

- 1 変更後の定款は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成24年度の収支予算は、これを変更後の定款第43条の活動予算とみなす。

附 則

変更後の定款は、平成24年9月10日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成25年3月8日から施行する。
- 2 平成25年3月31日までは、変更後の定款第5条第6号の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」は「障害者自立支援法」と、同条第7号の「障害者総合支援法」は「障害者自立支援法」とそれぞれ読み替える。

附 則

変更後の定款は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

変更後の定款は、定款変更認証日（平成28年1月8日）から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

変更後の定款は、定款変更認証日（平成30年7月19日）から施行する。

附 則

変更後の定款は、定款変更認証日（令和元年7月9日）から施行する。

附 則

変更後の定款は、定款変更認証日（令和元年12月27日）から施行する。

附 則

変更後の定款は、定款変更認証日（令和3年7月14日）から施行する。